

(別紙)

令和元年度新潟県相談支援従事者現任研修実施要領

1 趣 旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者現任研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

本研修は、相談支援に従事し一定の経験を有する者が、相談支援業務の遂行に必要な知識および援助技術の基本を再確認し、日常の業務を検証し援助技術の研鑽を行うなど、資質の向上を図ることを目的とする。併せて、地域づくりの視点を持ち、各圏域において相談支援事業の中核的役割を果たしていく人材を養成することを目的とする。

3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会

4 期日及び会場

【前期（講義）】令和元年8月8日（木）
【後期（演習）】令和元年10月24日（木）、25日（金）

新潟県自治会館 講堂
(新潟市中央区新光町4番地1)

5 日 程

別表のとおり

6 受講対象者

- (1) 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の相談支援専門員等
- ※ 指定に係る相談支援事業所の相談支援専門員においては、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度以降5年度ごとに本研修を受講しなければならない（平成24年厚生労働省告示第225号、第226号、第227号）。
- 別紙「相談支援従事者現任研修の受講年度について」を参照してください。

(2) その他

- ア 基幹相談支援センターの相談支援専門員
- イ 県内各圏域障害者地域生活支援センターのアドバイザー等
- ウ 市町村の障害福祉担当者
- エ 地域振興局健康福祉（環境）部等県機関職員

7 定員

120人

8 受講申込及び受講決定

- (1) 別記様式により、令和元年6月28日（金）までに電子メールで申し込む。なお、講義部分のみの受講を可能とする（修了証書は交付されない）。

- (2) 受講者決定後、7月上旬をめどに当該機関の長宛てに県障害福祉課より受講決定を通知する。
- (3) 受講申込者多数の場合は、受講者数の調整を行うことがある。

9 研修会費用

参加費は受講決定時に通知する指定口座へ振り込むこと（6,000円）。

10 課題の提出について

(1) 前期研修（グループワーク）における事前課題等

受講者は、「(自立支援)協議会について」講義内で使用する課題を、7月下旬を期限として提出する。課題の詳細については、受講決定通知発送時に合わせて通知する。

※(努力事項)なお、自立支援協議会に関与したことがない場合は、前期研修前に自立支援協議会(事務局会議、相談支援部会等)を見学、オブザーバー参加しておくことが望ましい。

(2) 後期研修（演習）における課題

受講者は、演習で使用するケアマネジメント事例をおおむね9月中旬を期限として提出する。課題の詳細については、前期研修の際に説明する。

11 留意事項

修了証書の交付にあたっては、全日程の受講を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めない。公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡をする。

(連絡先：(一社)新潟県相談支援専門員協会 事務局 TEL 025-520-8970)

12 その他

会場周辺の駐車場は有料で、駐車可能台数及び車高に制限があるため、可能な限り公共交通機関を利用する。なお、県庁外来駐車場は利用できないので注意すること。

13 申込み及び問い合わせ先

新潟県福祉保健部 障害福祉課 在宅支援係 (担当：古川)

電話：025-280-5228

ファックス：025-283-2062

電子メール：ngt040260@pref.niigata.lg.jp

<参考> 本県における相談支援従事者研修の位置づけ (研修の受講対象者及び目的)

○ 初任者研修

受講対象者 ～ 相談支援専門員になろうとする者

～ 過去に初任者研修を修了している者のうち、現に相談支援に従事していない者

目的 ～ 相談支援事業に従事するために必要な基礎知識・技術の習得

○ 現任研修

受講対象者 ～ 相談支援専門員の資格を有し、現に相談支援事業に従事している者

目的 ～ 相談支援専門員の資質向上を図る